

第5 [参 考]

1 税務機構及び職員数

機 構		各課 定数	職 員 数		
			男	女	計
税 務 監		1	1		1
税 務 部	税 制 課	23	20	3	23
	市 民 税 管 理 課	16	12	5	17 (1)
	資 産 税 管 理 課	15	13	2	15
合 計		54	45	10	55 (1)
収 納 対 策 部	収 納 対 策 課	12	11	1	12
	債 権 管 理 課	15	10	6	16
合 計		27	21	7	28

か わ さ き	市 民 税 課	管 理 係	6	6	12
		市 民 税 第 1 係	5	3	8
		市 民 税 第 2 係	6	2	8
市 民 税 第 3 係		3	5	8 (1)	
	計	35	20	16	36 (1)
市 税 務 所	法 人 課 税 課	諸 税 第 1 係	3	3	6
		諸 税 第 2 係	2	4	6
		特 別 徴 収 第 1 係	3	3	6
		特 別 徴 収 第 2 係	2	3	5
		特 別 徴 収 第 3 係	3	5	8
	計	31	13	18	31
市 税 務 所	資 産 税 課	土 地 第 1 係	4	2	6
		土 地 第 2 係	3	2	5
		家 屋 第 1 係	3	3	6
		家 屋 第 2 係	4	2	6
		家 屋 第 3 係	4	2	6
		大 規 模 資 産 評 価 担 当 〔 東 松 島 市 派 遣 〕	8	1	9 (2)
	計	36	27	12	39 (2)
市 税 務 所	納 税 課	収 納 第 1 係	3	2	5
		収 納 第 2 係	3	4	7 (1)
		収 納 第 3 係	4	2	6
		収 納 第 4 係	3	4	7
		収 納 第 5 係	3	4	7
		特 別 収 納 担 当	5	2	7
	計	38	21	18	39 (1)
合 計		140	81	64	145 (4)

- (注) 1 事務所長、分室長、課長及び担当課長は庶務担当に含む。  
 2 税務部長は税制課に、収納対策部長は収納対策課に含む。  
 3 職員数欄の( )は、合計数のうち育児休業代替任期付職員数を示す(時限措置含む)。

(平成28年4月1日現在)

機 構		各課 定数	職 員 数			
			男	女	計	
こ す ぎ 市 税 分 室	市 民 税 担 当	〔 管 理 〕	2	3	5	
		〔 市 民 税 〕	4	2	6	
		〔 市 民 税 〕	3	3	6	
		計	17	9	8	17
資 産 税 担 当	〔 土 地 〕	7	1	8		
	〔 家 屋 〕	4	1	5		
	〔 家 屋 〕	4	2	6		
	計	19	15	4	19	
納 税 担 当	〔 収 納 〕	4	4	8 (2)		
	〔 収 納 〕	2	1	3		
	計	9	6	5	11 (2)	
合 計		45	30	17	47 (2)	
み ぞ の く ち 市 税 務 所	市 民 税 課	管 理 係	4	5	9	
		市 民 税 第 1 係	6	2	8	
		市 民 税 第 2 係	5	3	8	
		市 民 税 第 3 係	6	1	7	
		計	32	21	11	32
	資 産 税 課	土 地 第 1 係	7	2	9	
		土 地 第 2 係	4	3	7	
		家 屋 第 1 係	7	1	8	
		家 屋 第 2 係	3	4	7	
		家 屋 第 3 係	3	4	7	
	計	38	24	14	38	
納 税 課	収 納 第 1 係	1	4	5		
	収 納 第 2 係	4	3	7 (1)		
	収 納 第 3 係	2	3	5		
	収 納 第 4 係	5	1	6		
	特 別 収 納 担 当	5	2	7		
	計	29	17	13	30 (1)	
合 計		99	62	38	100 (1)	
し ん ゆ り 市 税 務 所	市 民 税 課	管 理 係	7	2	9	
		市 民 税 第 1 係	5	3	8	
		市 民 税 第 2 係	4	5	9 (1)	
		市 民 税 第 3 係	5	2	7	
		計	31	21	12	33 (1)
	資 産 税 課	土 地 第 1 係	5	5	10	
		土 地 第 2 係	4	4	8	
		家 屋 第 1 係	3	5	8 (1)	
		家 屋 第 2 係	6	1	7	
		家 屋 第 3 係	5	2	7	
	計	39	23	17	40 (1)	
納 税 課	収 納 第 1 係		4	4		
	収 納 第 2 係	4	4	8 (1)		
	収 納 第 3 係	1	4	5		
	特 別 収 納 担 当	4		4		
	計	20	9	12	21 (1)	
合 計		90	53	41	94 (3)	
税 務 職 員 総 数		456	293	177	470 (11)	

2 税務事務分掌

機構	事 務 分 掌
税 制 課 務	(1) 市税制度の企画及び調査研究に関すること。
	(2) 税務事務の企画、改善及び調整に関すること。
	(3) 市税事務所との連絡調整に関すること。
	(4) 市税システムの調整に関すること。
	(5) 税務職員の研修に関すること。
	(6) 税務査察に関すること。
	(7) 市税の審査請求に関すること。
	(8) 固定資産評価審査委員会に関すること。
	(9) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。
	(10) 税務統計に関すること。
市 民 税 管 理 課 部 資 産 税 管 理 課	(11) 地方譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に関すること。
	(1) 個人の市民税及び県民税、法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税並びに事業所税の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(2) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること（資産税管理課の所管に属するものを除く。）。
	(3) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(4) 入湯税の課税資料に関すること。
	(1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(2) 固定資産の評価事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(3) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(5) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の課税資料に関すること。
	取 納 対 策 課 部 債 権 管 理 課
(2) 市税の徴収事務及び収納事務の企画、指導及び調整に関すること。	
(1) 市税その他の収入金の調定管理及び収入整理に関すること。	
(2) 市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。	
部 課	(3) 債権（市税を除く。）の管理の適正化及び収納対策の推進に係る総合調整に関すること。

(平成28年4月1日現在)

機構	事 務 分 掌
市 民 税 課	(1) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。
	(3) 軽自動車税の賦課に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(4) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(5) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）の証明及び閲覧に関すること。
	(6) 個人の市民税及び県民税の課税資料に関すること。
	(7) 軽自動車税の課税資料に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(8) 所の維持管理に関すること（みぞのくち市税事務所に限る。）。
税 法 人 課 事 税 課	(1) 給与所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものに限る。）に関すること。
	(3) 法人の市民税の賦課に関すること。
	(4) 市たばこ税の賦課に関すること。
	(5) 入湯税の賦課に関すること。
	(6) 事業所税の賦課に関すること。
	(7) 特別徴収の市民税及び県民税の督促に関すること。
	(8) 法人の市民税及び事業所税の課税資料に関すること。
資 産 税 課	(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること（総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産に係る固定資産税の賦課を含む（かわさき市税事務所に限る。））。
	(2) 特別土地保有税の賦課に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
納 税 課	市税の徴収、督促（特別徴収の市民税及び県民税に係るものを除く。）及び滞納処分に関すること。
市 税 所 務 分 室	(1) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。
	(3) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
	(4) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(5) 市税の証明及び閲覧に関すること。
	(6) 市税の徴収、督促（特別徴収の市民税及び県民税に係るものを除く。）及び滞納処分に関すること。

3 市税税率等

区 分	平 成 27 年 度
市 人 所 得 割	均等割 3,500円 ※1 (県民税 1,800円 ※1 ※2)
	所得割 6/100 (県民税 4.025/100 ※3)
民 法 均 等 割	資本金等の額・従業員数 ※6 下記以外の法人 50,000円 1億円超10億円以下50人以下 160,000円 1千万円以下50人超 120,000円 1億円超10億円以下50人超 400,000円 1千万円超1億円以下50人以下 130,000円 10億円超50億円以下50人以下 410,000円 1千万円超1億円以下50人超 150,000円 10億円超50億円以下50人超 1,750,000円
	法人税割 資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人並びに 保険業法に規定する相互会社及び受託法人 12.1/100 (14.7/100)※ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人 10.9/100 (13.5/100)※ その他の法人等 9.7/100 (12.3/100)※
固 定 資 産 税	1.4/100 (土地 30万円未満、家屋 20万円未満、償却資産 150万円未満)
軽 自 動 車 税	1 原動機付自転車 2 軽自動車及び小型特殊自動車 50cc以下 1,000円 (2,000円)※ ア 軽自動車 90cc以下 1,200円 (2,000円)※ (イ) 2輪 2,400円 (3,600円)※ 90cc超 1,600円 (2,400円)※ (イ) 3輪※7 3,100円 (3,900円)※ ミニカー 2,500円 (3,700円)※ (ウ) 4輪※7 乗用 営業用 5,500円 (6,900円)※ " 自家用 7,200円 (10,800円)※ " 貨物 営業用 3,000円 (3,800円)※ " 自家用 4,000円 (5,000円)※ (エ) その他のもの 2,400円 (3,600円)※
	イ 小型特殊自動車 (イ) 農耕作業用 1,600円 (2,000円)※ (イ) その他のもの 4,700円 (5,900円)※ 3 2輪の小型自動車 4,000円 (6,000円)※
市 た ば こ 税	旧3級品以外の紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円
特 別 土 地 保 有 税	平成15年度以降課税の停止 〔 保有分 1.4/100 (2,000㎡未満) 取得分 3/100 (2,000㎡未満) 〕
入 湯 税	入湯客1人1日につき 150円
事 業 所 税	資 産 割 事業所用家屋床面積 1㎡につき 600円 (1,000㎡以下)
	従 業 者 割 従業員給与総額の 0.25/100 (100人以下)
都 市 計 画 税	0.3/100

(注) 固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の( )内は、免税点を示す。

※1 市民税及び県民税には、地方税の臨時特例による引き上げ分500円を含む。

※2 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分300円を含む。

※3 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分0.025/100を含む。

※4 適用初年度は、1期・2期の普通徴収と、10月以降の特別徴収による。

平 成 28 年 度	納 期 ( 納 期 限 )
50億円超50人以下 410,000円 50億円超50人超 3,000,000円	普通徴収 1期 2期 3期 4期 6月末日 8月末日 10月末日 1月末日 仮徴収 ※5 本徴収 ※5 特別徴収 (年金分) ※4 4月 6月 8月 10月 12月 2月 翌月10日までに納入 特別徴収 (給与分) 6月～翌年5月(毎月) 当月分を翌月10日までに納入
	各事業年度終了後2ヶ月以内
※( )内は平成26年9月30日以前に開始する事業年度に適用される税率	1期 2期 3期 4期 4月末日 7月末日 12月末日 2月末日
	イ 小型特殊自動車 (イ) 農耕作業用 1,600円 (2,000円)※ (イ) その他のもの 4,700円 (5,900円)※ 3 2輪の小型自動車 4,000円 (6,000円)※
※( )内について3輪・4輪以上の軽自動車は初度検査年月が平成27年4月以後の車両に適用される税率・それ以外は平成28年度から適用される税率である。	5 月 末 日
旧3級品以外の紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円	翌 月 末 日
遊休土地分 1.4/100 (1,000㎡未満)	保有分・遊休土地分 5月末日 取得分 8月末日又は2月末日 翌 月 末 日
	法 人 各事業年度終了後2ヶ月以内 個 人 翌年の3月15日まで
	固 定 資 産 税 と 同 じ

※5 (～平成27年度)仮徴収各月の徴収額は前年度2月分と同額とし、残りの年税額の1/3を本徴収各月の徴収額とする。(平成28年度～)仮徴収各月の徴収額は前年度の特別徴収税額(年税額)の1/2に相当する額の1/3とし、今年度の年税額の残りの1/3を本徴収各月の徴収額とする。

※6 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額」を下回る場合、「資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額」が基準となる。

※7 環境負荷に応じた税率の特例措置(重課及び軽課)も別途規定されている。

4 市民税(個人)所得控除額等

区 分		平成 27 年 度	
所得金額	給与所得控除	収入金額が180万円以下……………収入金額×40%(最低控除額65万円) " 180万円超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円 " 360万円超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円	
	青色事業専従者給与 事業専従者控除(白色)	適正な給与の支給額 配偶者 860,000円、その他 500,000円	
所得	雑 損	「(損失額－補填額)－総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額－5万	
	医 療 費	(医療費の額－補填額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれ	
所得	社 会 保 険 料	支払った金額	
	小規模企業共済等掛金	支払った金額	
所得	生 命 保 険 料	○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)の「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額70,000円) ①支払保険料が 15,000円以下…………… 全額 ② " 15,000円超40,000円以下…………… 支払額×1/2+7,500円 ③ " 40,000円超70,000円以下…………… 支払額×1/4+17,500円 ④ " 70,000円超…………… 35,000円 ○地震保険料だけの場合 支払保険料が 50,000円以下…………… 支払額×1/2 " 50,000円超…………… 25,000円	
	地 震 保 険 料	○地震と長期の両方がある場合(※2) 上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 25,000円)	
控除	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者…260,000円 特別障害者…300,000円 同居一般…330,000円 老人…380,000円 配偶者の合計所得金額が 38万円超45万円未満…………… 330,000円 50万円以上55万円未満…………… 45万円以上50万円未満…………… 310,000円 55万円以上60万円未満……………	
	配 偶 者 特 別	一般……………330,000円 特定……………450,000円 老人……………380,000円 同居老親等…450,000円	
控除	扶 養	一般……………330,000円 特定……………450,000円 老人……………380,000円 同居老親等…450,000円	
	基 礎	330,000円	
税 調 整	税 調 整	○合計課税所得金額が200万円以下の場合 次の①と②のいずれか少ない金額の3%(県民税2%) ①表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額 ○合計課税所得金額が200万円を超える場合 次の①から②を引いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の3%(県民税2%) ①表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額－200万円	
	配 当	配当所得の金額×1.6%(県民税1.2%) (課税総所得金額が1千万円を超える(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。) 次の①と②のいずれか少ない金額の3/5(県民税2/5) ○平成11年から平成18年までの間又は平成21年から平成26年3月31日までの ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれ ②所得税の課税総所得金額等の合計額×5%(限度額 97,500円) ○平成26年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住し、所得税の住宅 ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれ ②所得税の課税総所得金額等の合計額×7%(限度額 136,500円)	
控除	寄 附 金	(寄附金の合計額(総所得金額等の30%を限度)－2,000円)×6%(県民税4%) (地方公共団体に対する寄附金については、調整控除後所得割額の1割を限度に特別控除額を加算。ふるさと寄附金にのみ適用)	
	外 国 税 額	所得税で控除しきれない額があるとき、所得税外国税額控除限度額の県民税 勤続年数が20年以下 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円) " 20年超 800万円+70万円×(勤続年数－20年)	
参 考	障・未・寡非課税範囲	合計所得金額 125万円以下	

平 成 28 年 度	
収入金額が660万円超1,000万円以下…	収入金額×10%+1,200,000円
" 1,000万円超1,500万円以下…	収入金額×5%+1,700,000円
" 1,500万円超……………	2,450,000円(上限)
円」のいずれか多い方の金額	
か少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)	

○平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)の「一般の生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額70,000円)  
※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれ別の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)

①支払保険料が 12,000円以下…………… 全額
② " 12,000円超32,000円以下…………… 支払額×1/2+6,000円
③ " 32,000円超56,000円以下…………… 支払額×1/4+14,000円
④ " 56,000円超…………… 28,000円
○長期損害保険契約(※1)に係るものだけの場合【経過措置】 支払保険料が 5,000円以下…………… 全額 " 5,000円超15,000円以下…………… 支払額×1/2+2,500円 " 15,000円超…………… 10,000円

※1. 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約  
※2. 長期が地震にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当  
特別障害者…530,000円 特定の寡婦…300,000円

… 260,000円	60万円以上65万円未満…………… 160,000円	70万円以上75万円未満…………… 60,000円
… 210,000円	65万円以上70万円未満…………… 110,000円	75万円以上76万円未満…………… 30,000円

控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎	5万円	寡婦	1万円	一般	5万円	配偶者	一般 5万円
普通	1万円	特別	5万円	扶養	18万円	老人	10万円
障害者	特別 10万円	寡夫	1万円	扶養	老人 10万円	配偶者	(※1) 5万円
同居特別	22万円	勤労学生	1万円	同居老親	13万円	特別	(※2) 3万円

※1. 38万円超40万円未満 ※2. 40万円以上45万円未満

場合の超える部分の金額は×0.8%(県民税0.6%)

間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた場合  
なかった額

借入金等特別控除を受けた場合  
なかった額

※増税後消費税適用の場合のみ。消費税5%適用の場合は、合計額×5%(限度額 97,500円)

(寄附金の合計額(総所得金額等の30%を限度)－2,000円)×6%(県民税4%)

(地方公共団体に対する寄附金については、調整控除後所得割額の2割を限度に特別控除額を加算。ふるさと寄附金にのみ適用)

は12%、市民税は18%を限度として、県民税所得割額から順次控除

(障害者になったことに基因して退職したときは100万円を加算)

5 所得税の諸控除

	区 分	平 成 26 年 分
所得金額	給与所得控除	収入金額が180万円以下……………収入金額×40% (最低控除額65万円) " 180万超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円 " 360万超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円
	青色事業専従者給与	適正な給与の支給額
所得控除	雑損	〔(損失額－補てん額)－総所得金額等×1/10〕と「災害関連支出の金額－5万円」のいずれか多い方の金額(災害による損害は、災害減免法の適用を選択することもできる。) か少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)
	医療費	(医療費の額－補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれか少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)
所得控除	社会保険料	支払った金額
	小規模企業共済等掛金	支払った金額
所得控除	生命保険料	○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)の「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額100,000円) ①支払保険料が 25,000円以下……………全額 ② " 25,000円超50,000円以下…支払額×1/2+12,500円 ③ " 50,000円超100,000円以下…支払額×1/4+25,000円 ④ " 100,000円超……………50,000円 ○地震保険料だけの場合 支払保険料が 50,000円以下……………全額 " 50,000円超……………50,000円
	地震保険料	○地震と長期の両方がある場合(※2) 上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 50,000円)
所得控除	寄附金	(「特定寄附金の額の合計額」又は「総所得金額等の40%相当額」のいずれか少ない方の金額)を控除する(※1)
	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者・特別障害者	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者…270,000円 特定の寡婦…350,000円 特別障害者…400,000円 同居特別障害者…750,000円
所得控除	配偶者	一般…380,000円 老人…480,000円
	配偶者特別	配偶者の合計所得金額が 38万円超40万円未満……………380,000円 50万円以上55万円未満… 40万円以上45万円未満……………360,000円 55万円以上60万円未満… 45万円以上50万円未満……………310,000円 60万円以上65万円未満… 一般…380,000円 特定…630,000円 老人…480,000円
所得控除	扶養基礎	一般…380,000円 特定…630,000円 老人…480,000円
	配当	380,000円
所得控除	税	配当所得の金額×10%(課税総所得金額が1千万円を超える場合の超える部分(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))
	住宅借入金等特別	平成26年1月1日～26年3月31日までに居住を開始した場合 ① ②、③以外 [当初10年間]…残高(2千万円以下の部分)×1% (限度額20万円) ② 認定長期優良住宅 [当初10年間]…残高(3千万円以下の部分)×1% (限度額30万円) ③ 認定低炭素優良住宅 [当初10年間]…残高(3千万円以下の部分)×1% (限度額30万円)
所得控除	政党等寄附金特別	(政党等に対する政治活動に関する寄附金の合計額－2千円)×30%(限度額 所得税額の25%)
	住宅耐震改修特別	平成26年4月1日～31年6月30日までに住宅耐震改修をした場合(限度額は引上げ後消費税が課される場合※1) ① ②、③以外 [当初10年間]…残高(4千万円以下の部分)×1% (限度額40万円) ② 認定長期優良住宅 [当初10年間]…残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円) ③ 認定低炭素優良住宅 [当初10年間]…残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円)
所得控除	住宅耐震改修特別	平成26年4月1日～31年6月30日までに住宅耐震改修をした場合(限度額は引上げ後消費税が課される場合※2) 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額×10%(限度額25万円)
	住宅特定改修特別	平成26年4月1日～31年6月30日までに居住の用に供した場合(限度額は引上げ後消費税が課される場合※2) 特定居住者は①+②、特定居住者以外は②(限度額は特定居住者は45万円、特定居住者以外は25万円) (②に太陽光発電設備設置工事を含む場合、特定居住者は55万円、特定居住者以外は35万円) ① 高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額×10% ② 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額×10%
所得控除	認定住宅新築等特別	平成26年4月1日～31年6月30日までに居住の用に供した場合(限度額は引上げ後消費税が課される場合※2) (認定住宅の認定基準に適合するために必要な標準的なかかり増し費用の額)×10% ※平成23年12月31日以前に居住の用に供した場合の限度額は100万円
	外国税額	外国所得税額(限度額 所得税の額から配当控除、住宅借入金等特別控除等を除いた額×国外所得総額÷所得総額) 場合は、適用されない。 ※2 住宅の耐震工事や認定住宅の新築等の費用の額に、8%の税率により課される消費税額を含む場合。

(注) 住宅特定改修特別税額控除及び認定住宅新築等特別控除は、住宅借入金等特別税額控除を適用する  
※1 住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額が、8%の税率により課される場合。

	平 成 27 年 分	
所得金額	収入金額が660万円超1,000万円以下……………収入金額×10%+1,200,000円 " 1,000万円超1,500万円以下……………収入金額×5%+1,700,000円 " 1,500万円超……………2,450,000円(上限)	
	雑損	〔(損失額－補てん額)－総所得金額等×1/10〕と「災害関連支出の金額－5万円」のいずれか多い方の金額(災害による損害は、災害減免法の適用を選択することもできる。) か少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)
所得控除	医療費	(医療費の額－補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれか少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)
	社会保険料	支払った金額
所得控除	生命保険料	○平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)の「一般の生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額120,000円) ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額40,000円) ①支払保険料が 20,000円以下……………全額 ② " 20,000円超40,000円以下…支払額×1/2+10,000円 ③ " 40,000円超80,000円以下…支払額×1/4+20,000円 ④ " 80,000円超……………40,000円 ○長期損害保険契約(※1)に係るものだけの場合【経過措置】 10,000円以下……………全額 " 10,000円超20,000円以下…支払額×1/2+5,000円 " 20,000円超……………15,000円 ※1. 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約 ※2. 長期が地震にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当
	地震保険料	○地震と長期の両方がある場合(※2) 上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 50,000円)
所得控除	寄附金	(「特定寄附金の額の合計額」又は「総所得金額等の40%相当額」のいずれか少ない方の金額)を控除する(※1)
	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者・特別障害者	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者…270,000円 特定の寡婦…350,000円 特別障害者…400,000円 同居特別障害者…750,000円
所得控除	配偶者	一般…380,000円 老人…480,000円
	配偶者特別	配偶者の合計所得金額が 38万円超40万円未満……………380,000円 50万円以上55万円未満… 40万円以上45万円未満……………360,000円 55万円以上60万円未満… 45万円以上50万円未満……………310,000円 60万円以上65万円未満… 一般…380,000円 特定…630,000円 老人…480,000円
所得控除	扶養基礎	一般…380,000円 特定…630,000円 老人…480,000円
	配当	380,000円
所得控除	税	配当所得の金額×10%(課税総所得金額が1千万円を超える場合の超える部分(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))
	住宅借入金等特別	平成26年1月1日～26年3月31日までに居住を開始した場合 ① ②、③以外 [当初10年間]…残高(2千万円以下の部分)×1% (限度額20万円) ② 認定長期優良住宅 [当初10年間]…残高(3千万円以下の部分)×1% (限度額30万円) ③ 認定低炭素優良住宅 [当初10年間]…残高(3千万円以下の部分)×1% (限度額30万円)
所得控除	政党等寄附金特別	(政党等に対する政治活動に関する寄附金の合計額－2千円)×30%(限度額 所得税額の25%)
	住宅耐震改修特別	平成26年4月1日～31年6月30日までに住宅耐震改修をした場合(限度額は引上げ後消費税が課される場合※1) ① ②、③以外 [当初10年間]…残高(4千万円以下の部分)×1% (限度額40万円) ② 認定長期優良住宅 [当初10年間]…残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円) ③ 認定低炭素優良住宅 [当初10年間]…残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円)
所得控除	住宅耐震改修特別	平成26年4月1日～31年6月30日までに住宅耐震改修をした場合(限度額は引上げ後消費税が課される場合※2) 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額×10%(限度額25万円)
	住宅特定改修特別	平成26年4月1日～31年6月30日までに居住の用に供した場合(限度額は引上げ後消費税が課される場合※2) 特定居住者は①+②、特定居住者以外は②(限度額は特定居住者は45万円、特定居住者以外は25万円) (②に太陽光発電設備設置工事を含む場合、特定居住者は55万円、特定居住者以外は35万円) ① 高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額×10% ② 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額×10%
所得控除	認定住宅新築等特別	平成26年4月1日～31年6月30日までに居住の用に供した場合(限度額は引上げ後消費税が課される場合※2) (認定住宅の認定基準に適合するために必要な標準的なかかり増し費用の額)×10% ※平成23年12月31日以前に居住の用に供した場合の限度額は100万円
	外国税額	外国所得税額(限度額 所得税の額から配当控除、住宅借入金等特別控除等を除いた額×国外所得総額÷所得総額) 場合は、適用されない。 ※2 住宅の耐震工事や認定住宅の新築等の費用の額に、8%の税率により課される消費税額を含む場合。

(注) 住宅特定改修特別税額控除及び認定住宅新築等特別控除は、住宅借入金等特別税額控除を適用する  
※1 住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額が、8%の税率により課される場合。

6 市内税務署取扱い国税額累年比較

税目別	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度
	徴収決定額	収納済額	徴収決定額	収納済額	徴収決定額	収納済額	徴収決定額
総額	810,644,995	763,323,556	769,018,472	717,800,595	802,191,150	751,041,877	862,236,876
所得税	158,373,932	151,176,523	155,423,995	148,890,888	174,908,397	168,705,456	190,271,902
源泉分	111,365,542	108,254,750	109,787,990	107,121,641	123,982,085	121,527,787	139,342,448
申告分	47,008,390	42,921,773	45,636,005	41,769,247	50,926,312	47,177,669	50,929,454
法人税	58,672,984	58,101,668	54,496,459	54,078,654	58,390,431	57,910,066	75,878,865
相続税	28,268,442	25,400,108	39,515,165	35,904,693	32,714,178	27,467,237	35,899,118
消費税	108,973,564	103,972,697	97,368,696	92,638,107	106,335,894	101,868,923	158,236,386
酒税	X	X	X	X	X	X	X
たばこ税・たばこ特別税	—	—	—	—	—	—	—
揮発油税等	447,998,712	416,322,485	413,588,515	377,668,892	420,957,907	386,227,424	396,319,533
揮発油税及び地方道路税	—	—	—	—	—	—	—
揮発油税及び地方揮発油税	447,998,712	416,322,485	413,588,515	377,668,892	420,957,907	386,227,424	396,319,533
その他	X	X	X	X	X	X	X
川崎南税務署取扱分	616,664,826	580,747,520	559,675,402	519,475,640	589,430,823	550,670,524	616,061,859
川崎北税務署取扱分	150,011,882	141,167,345	162,108,814	153,979,112	168,601,719	158,527,635	197,636,636
川崎西税務署取扱分	43,968,287	41,408,691	47,234,256	44,345,843	44,158,608	41,843,718	48,538,381

(注) 1 表中「X」は、東京国税局において情報を保護する観点から計数を秘匿することとされているもので  
2 表中の消費税額は、消費税と地方消費税（地方消費税は、国が消費税と併せて賦課徴収している道も、それぞれ地方消費税相当分を除いた推計額となる。

7 市内県税事務所取扱い県税額累年比較

税目別	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額
総額	126,248,837	120,257,922	124,983,021	119,280,544	139,977,357	134,434,940	145,041,866
県民税個人	77,626,938	72,860,572	79,925,365	75,262,389	79,865,328	75,961,120	80,889,056
県民税法人	7,582,300	7,569,448	6,776,020	6,762,866	7,495,023	7,479,795	7,721,422
事業税個人	3,845,883	3,770,301	3,828,466	3,761,745	3,779,251	3,712,085	3,753,033
事業税法人	24,215,915	24,201,475	21,988,098	21,990,938	27,211,212	27,166,846	28,502,976
不動産取得税	5,106,242	4,534,027	4,366,662	3,935,951	4,722,782	4,253,232	5,989,634
ゴルフ場利用税	51,599	51,599	51,374	51,374	51,307	51,307	54,921
臨時特例企業税	49	49	—	—	—	—	—
軽油引取税	7,489,453	7,235,941	7,751,089	7,501,730	16,570,007	15,766,176	17,892,710
旧法による税	330,457	34,510	295,947	13,551	282,442	44,375	238,111
川崎県税事務所取扱分	97,995,948	92,979,320	97,306,552	92,455,187	119,583,427	114,400,157	123,946,691
高津県税事務所取扱分	24,579,850	23,731,000	23,685,970	22,972,434	20,393,930	20,034,783	21,695,175
麻生県税事務所取扱分	3,673,039	3,547,602	3,990,499	3,852,923	—	—	—

(注) 1 総額は、端数整理のため項目ごとの合計と一致しない場合がある。  
2 平成20年度までの法適用による軽油引取税は、平成21年度から旧法による税に計上される。  
3 平成26年4月1日の県税事務所再編によって、麻生県税事務所は高津県税事務所へ統合された。

(単位 千円・%)

6年度	平成27年度		前年比										
	収納済額	徴収決定額	収納済額	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
				徴収決定額	収納済額	徴収決定額	収納済額	徴収決定額	収納済額	徴収決定額	収納済額		
815,806,435	941,351,412	896,330,571	101.2	101.7	94.9	94.0	104.3	104.6	107.5	108.6	109.2	109.9	
184,629,603	211,633,214	206,366,559	100.2	100.6	98.1	98.5	112.5	113.3	108.8	109.4	111.2	111.8	
137,310,944	157,124,689	155,344,190	101.1	101.4	98.6	99.0	112.9	113.4	112.4	113.0	112.8	113.1	
47,318,659	54,508,525	51,022,369	98.0	98.6	97.1	97.3	111.6	112.9	100.0	100.3	107.0	107.8	
75,409,980	90,258,687	89,745,439	117.4	117.7	92.9	93.1	107.1	107.1	130.0	130.2	119.0	119.0	
31,827,097	37,394,371	35,998,677	88.3	91.9	139.8	141.4	82.8	76.5	109.7	115.9	104.2	113.1	
153,901,646	176,692,089	172,254,427	115.4	116.6	89.4	89.1	109.2	110.0	148.8	151.1	111.7	111.9	
—	X	X	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
364,438,463	423,531,300	390,129,082	—	—	92.3	90.7	101.8	102.3	94.1	94.4	106.9	107.0	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
364,438,463	423,531,300	390,129,082	98.0	98.0	92.3	90.7	101.8	102.3	94.1	94.4	106.9	107.0	
X	X	X	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
580,717,181	682,212,666	645,262,182	101.6	101.9	90.8	89.4	105.3	106.0	104.5	105.5	110.7	111.1	
188,704,036	203,614,817	197,730,403	101.0	101.6	108.1	109.1	104.0	103.0	117.2	119.0	103.0	104.8	
46,385,218	55,523,930	53,337,987	96.8	99.0	107.4	107.1	93.5	94.4	109.9	110.9	114.4	115.0	

ある。府県税である。)の合算額から地方消費税相当分を除いた推計額である。したがって、総額並びに各税務署取扱分

(単位 千円・%)

6年度	平成27年度		前年比										
	収入額	調定額	収入額	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
				調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額		
139,853,169	146,612,524	142,084,895	104.3	104.7	99.0	99.2	112.0	112.7	103.6	104.0	101.1	101.6	
77,362,938	82,515,307	79,471,195	99.1	99.3	103.0	103.3	99.9	100.9	101.3	101.8	102.0	102.7	
7,697,183	6,169,683	6,149,129	139.2	139.4	89.4	89.3	110.6	110.6	103.0	102.9	79.9	79.9	
3,698,320	3,890,380	3,846,125	96.6	97.1	99.5	99.8	98.7	98.7	99.3	99.6	103.7	104.0	
28,415,791	31,924,515	31,891,387	115.1	115.2	90.8	90.9	123.8	123.5	104.7	104.6	112.0	112.2	
5,509,996	4,533,890	4,173,645	97.1	96.5	85.5	86.8	108.2	108.1	126.8	129.5	75.7	75.7	
54,921	54,254	54,254	90.7	90.7	99.6	99.6	99.9	99.9	107.0	107.0	98.8	98.8	
—	—	—	13.6	13.6	皆減	皆減	—	—	—	—	—	—	
17,113,971	17,286,425	16,493,086	114.3	113.4	103.5	103.7	213.8	210.2	108.0	108.5	96.6	96.4	
44	238,066	6,069	89.0	84.8	89.6	39.3	95.4	327.5	84.3	著減	100.0	著増	
118,492,187	124,611,167	120,369,149	103.3	103.8	99.3	99.4	122.9	123.7	103.1	103.6	101.0	101.6	
21,360,982	22,001,357	21,715,746	109.0	109.1	96.4	96.8	86.1	87.2	106.4	106.6	101.4	101.7	
—	—	—	100.9	101.5	108.6	108.6	皆減	皆減	—	—	—	—	

4 ゴルフ場利用税及び軽油引取税（旧法による税含む）については川崎県税事務所取扱い県税額であり、横浜市鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区分を含む。

8 指定都市の状況(平成27年度)

(1) 人口等

区 分	川 崎 市		札 幌 市		仙 台 市		さいたま市		千 葉 市		
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
人 口 等	人 口 (人)	1,461,909 100.8	1,943,723 100.3	1,073,926 100.4	1,260,879 100.6	966,639 100.2					
	世 帯 数 (世帯)	687,960 101.3	934,258 101.1	492,032 101.2	551,170 101.5	421,579 101.2					
	面 積 (km <sup>2</sup> )	144.35 100.0	1,121.12 100.0	785.85 100.0	217.43 100.0	272.08 100.0					
	人 口 密 度 (人/km <sup>2</sup> )	10,128 100.8	1,734 100.3	1,367 100.4	5,799 100.6	3,553 100.3					
一 般 会 計 等	一 般 会 計	歳入額 (A)	605,111,133 99.0	887,813,371 99.6	541,454,349 94.9	458,539,340 99.3	392,359,847 103.4				
		歳出額	602,309,503 99.2	880,807,509 99.8	523,994,459 96.3	447,984,727 99.5	384,805,129 102.3				
		収入額 (B)	233,474,024 104.1	239,152,176 104.3	154,990,841 105.0	178,122,132 103.9	143,503,262 103.1				
		需要額 (C)	234,249,515 103.7	328,112,697 103.0	170,407,450 103.3	182,781,066 103.6	150,610,517 103.6				
	基 準 財 政	予算額 (D)	300,116,942 101.3	282,900,000 99.3	185,240,300 102.1	223,701,055 99.8	174,300,000 99.3				
		調定額 (E)	306,632,520 101.0	292,574,778 99.3	191,264,739 101.8	233,695,943 99.5	182,051,560 99.5				
		収入額 (F)	300,740,010 101.4	285,914,071 99.7	186,442,370 102.4	225,902,310 100.3	175,534,608 100.3				
		不納欠損額	1,283,938 130.9	790,305 89.5	641,576 90.9	717,803 80.4	483,161 71.5				
	市 税 等	徴税費 (G)	4,656,364 100.6	6,888,397 107.3	4,042,376 99.8	3,696,127 105.2	3,302,714 107.6				
		道府県民税 徴収取扱費 (H)	2,312,201 101.8	2,634,106 99.8	1,526,470 100.7	1,808,043 101.2	1,394,142 101.0				
徴税費の割合 (G-H)/F		0.8 -	1.5 -	1.3 -	0.8 -	1.1 -					
税務職員数(臨時職員含む)		517 100.6	658 98.8	450 100.0	358 99.2	344 103.9					
率	一般会計歳入額中に 占める市税の割合 (F/A)	49.7 -	32.2 -	34.4 -	49.3 -	44.7 -					
	基準財政収入額/ 基準財政需要額 (B/C)	99.7 -	72.9 -	91.0 -	97.5 -	95.3 -					
	市 税 収 入 額	対予算比 (F/D)	100.2 -	101.1 -	100.6 -	101.0 -	100.7 -				
		対調定比 (F/E)	98.1 -	97.7 -	97.5 -	96.7 -	96.4 -				

(注) 1 人口等は、平成27年1月1日現在である。  
2 徴税費等は、「平成28年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の平成27年度実績によるため、道府県民税徴収

(単位 千円・人・%)

横 浜 市	相 模 原 市	新 潟 市	静 岡 市		浜 松 市		名 古 屋 市	
			前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
3,711,450 100.2	722,949 100.2	807,897 99.7	706,125 99.6	790,866 99.8	2,277,595 100.2			
1,632,699 100.9	316,687 101.2	327,780 101.0	291,060 101.8	307,610 100.9	1,046,978 101.1			
435.21 100.0	328.82 100.0	726.10 100.0	1,411.93 100.0	1,558.04 100.0	326.43 100.0			
8,528 100.2	2,199 100.3	1,113 99.7	500 99.6	508 99.8	6,977 100.2			
1,509,728,252 104.8	258,619,705 99.7	360,640,382 96.4	285,808,473 101.6	299,200,691 104.5	1,058,680,550 100.4			
1,492,238,726 104.7	250,571,816 99.7	358,972,909 96.6	279,104,100 102.0	287,774,610 104.3	1,047,231,796 100.0			
569,253,542 103.2	90,598,227 105.0	98,251,713 103.4	107,402,941 104.3	110,547,722 105.3	405,401,784 104.0			
587,881,623 102.3	100,608,207 106.6	136,050,847 102.5	117,977,615 103.6	129,481,989 104.0	412,260,120 104.3			
716,761,000 99.6	111,400,000 99.0	120,420,074 99.7	125,800,000 99.1	128,000,000 97.9	503,272,000 100.7			
727,172,697 99.7	116,721,404 99.5	124,252,347 99.0	130,412,673 98.7	133,295,153 97.9	509,339,895 100.2			
718,962,857 99.9	112,013,329 100.2	120,133,473 99.3	127,077,689 99.5	129,150,348 98.3	505,614,227 100.4			
1,343,652 102.0	453,042 87.8	235,676 73.3	609,515 71.0	443,807 92.9	688,050 82.7			
10,631,962 100.5	2,046,142 98.2	2,762,354 95.5	2,095,720 96.6	2,512,561 95.7	10,508,844 99.3			
5,594,893 100.9	1,061,032 100.8	1,179,072 100.3	1,072,009 100.0	1,289,706 96.4	3,312,530 101.0			
0.7 -	0.9 -	1.3 -	0.8 -	0.9 -	1.4 -			
1,187 99.4	218 100.0	265 97.4	282 99.6	307 105.9	905 100.0			
47.6 -	43.3 -	33.3 -	44.5 -	43.2 -	47.8 -			
96.8 -	90.1 -	72.2 -	91.0 -	85.4 -	98.3 -			
100.3 -	100.6 -	99.8 -	101.0 -	100.9 -	100.5 -			
98.9 -	96.0 -	96.7 -	97.4 -	96.9 -	99.3 -			

取扱費には、過誤納還付分及び配当割等控除分は含まない。

8 指定都市の状況(平成27年度)(続)

(1) 人口等(続)

区 分	京 都 市	大 阪 市	堺 市	神 戸 市	岡 山 市		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
人 口 等	人 口 (人)	1,468,913 99.9	2,686,990 100.1	839,624 99.8	1,537,237 99.8	715,425 100.2	
	世 帯 数 (世帯)	699,339 100.8	1,364,950 100.8	354,044 100.8	695,554 100.6	314,249 101.1	
	面 積 (km <sup>2</sup> )	827.90 100.0	223.00 100.0	149.99 100.0	553.12 100.1	789.92 100.0	
	人 口 密 度 (人/km <sup>2</sup> )	1,774 99.9	12,049 100.1	5,598 99.8	2,779 99.7	906 100.2	
一 般 会 計 基 準 財 政 計 等	歳入額 (A)	730,589,345 100.6	1,692,523,605 99.0	380,467,367 108.3	709,766,893 103.1	286,018,091 101.2	
		726,119,199 101.2	1,691,082,078 99.4	377,324,266 108.2	700,564,795 103.0	275,398,887 101.7	
		203,311,787 105.5	504,472,312 102.1	113,152,158 104.7	219,520,473 102.2	96,532,136 104.8	
		251,425,960 103.2	545,239,010 102.9	132,998,314 101.8	275,112,846 102.4	119,404,785 102.5	
	市 税	予 算 額 (D)	252,176,000 100.4	656,956,450 100.0	131,257,000 100.7	269,986,896 98.9	112,141,294 100.4
		調 定 額 (E)	257,422,882 100.0	676,513,083 99.7	137,190,323 99.2	278,540,695 98.5	117,952,043 99.3
		収 入 額 (F)	252,959,966 100.3	660,087,637 100.1	132,632,327 99.9	271,892,428 98.9	112,653,695 99.8
		不 納 欠 損 額	472,157 88.9	2,394,900 85.7	1,119,939 241.9	712,723 71.9	532,405 114.8
	徴 税 費 (G)	6,960,009 94.3	11,753,002 92.8	2,859,324 106.0	7,685,921 107.3	2,355,396 91.8	
	道 府 県 民 税 徴 収 取 扱 費 (H)	1,815,320 100.4	3,553,122 101.3	1,171,535 99.8	2,062,904 100.4	978,522 99.8	
徴 税 費 の 割 合 (G-H)/F	2.0 -	1.2 -	1.3 -	2.1 -	1.2 -		
税 務 職 員 数 (臨 時 職 員 含 む)	624 92.2	1,174 95.3	327 95.6	626 99.4	215 99.5		
率	一 般 会 計 歳 入 額 中 に 占 め る 市 税 の 割 合 (F/A)	34.6 -	39.0 -	34.9 -	38.3 -	39.4 -	
	基 準 財 政 収 入 額 / 基 準 財 政 需 要 額 (B/C)	80.9 -	92.5 -	85.1 -	79.8 -	80.8 -	
	市 税 収 入 額 対 予 算 比 (F/D)	100.3 -	100.5 -	101.0 -	100.7 -	100.5 -	
	対 調 定 比 (F/E)	98.3 -	97.6 -	96.7 -	97.6 -	95.5 -	

(注) 1 人口等は、平成27年1月1日現在である。  
2 徴税費等は、「平成28年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の平成27年度実績によるため、道府県民税徴収

(単位 千円・人・%)

広 島 市	北 九 州 市	福 岡 市	熊 本 市
前年比	前年比	前年比	前年比
1,185,739 100.1	962,624 99.5	1,521,881 100.8	740,289 100.1
529,239 100.8	429,028 100.3	756,033 101.4	315,533 100.9
905.41 100.0	489.60 100.0	341.70 100.0	389.54 100.0
1,310 100.2	1,966 99.5	4,454 100.8	1,900 100.1
592,592,280 102.5	544,334,817 104.9	790,014,983 101.0	308,382,708 103.4
586,802,746 102.5	540,850,472 105.2	776,669,740 100.7	303,365,369 103.6
167,339,108 104.8	132,338,104 103.4	226,303,262 103.3	84,722,897 103.9
200,034,852 103.8	180,481,745 101.4	255,207,756 103.1	116,040,808 101.4
204,039,874 100.1	156,743,300 100.1	280,347,407 101.0	98,246,424 101.1
213,989,176 101.7	160,107,135 99.0	290,119,330 100.4	103,745,831 100.1
205,858,850 100.8	156,577,589 99.4	284,138,163 100.7	98,989,897 100.7
475,708 91.4	360,785 75.2	867,528 80.6	658,304 122.2
4,208,509 99.2	4,363,514 99.6	5,344,297 99.7	2,161,811 96.3
1,699,740 101.5	1,265,241 100.1	1,979,654 101.1	979,396 97.8
1.2 -	2.0 -	1.2 -	1.2 -
426 99.5	409 96.7	524 100.4	287 98.6
34.7 -	28.8 -	36.0 -	32.1 -
83.7 -	73.3 -	88.7 -	73.0 -
100.9 -	99.9 -	101.4 -	100.8 -
96.2 -	97.8 -	97.9 -	95.4 -

取扱費には、過誤納還付分及び配当割等控除分は含まない。



8 指定都市の状況(平成27年度)(続)

(2) 市税等決算額

区 分	川 崎 市				札 幌 市			
	調 定 額	収 入 率	収 入 額	前 年 比	調 定 額	収 入 率	収 入 額	前 年 比
市	306,632,520	98.1	300,740,010	101.4	292,574,778	97.7	285,914,071	99.7
現 年 課 税 分	300,508,140	99.3	298,324,286	101.4	285,538,969	99.2	283,261,000	99.8
滞 納 繰 越	6,124,380	39.4	2,415,724	97.1	7,035,809	37.7	2,653,071	86.9
市	144,101,768	97.0	139,768,136	101.5	132,219,861	96.6	127,767,104	99.6
現 年 課 税 分	139,868,233	98.9	138,397,191	101.6	127,680,053	98.7	126,061,556	99.7
滞 納 繰 越	119,255,495	98.8	117,826,275	102.8	98,021,493	98.5	96,522,067	101.7
法 定 人 人	20,612,738	99.8	20,570,916	95.0	29,658,560	99.6	29,539,489	93.7
滞 納 繰 越	4,233,535	32.4	1,370,945	94.4	4,539,808	37.6	1,705,548	91.3
個 人 人	4,084,069	32.7	1,334,947	94.4	4,187,586	37.9	1,585,762	90.6
法 定 人 人	149,466	24.1	35,998	94.0	352,222	34.0	119,786	101.5
固 定 資 産 税 分	118,672,804	99.0	117,454,707	101.5	109,862,407	98.6	108,317,358	99.8
現 年 課 税 分	116,857,711	99.5	116,297,606	101.4	107,627,117	99.5	107,134,530	99.9
滞 納 繰 越	48,508,677	99.4	48,229,014	102.4	29,722,852	99.5	29,575,735	100.0
土 家 屋 産 産	46,972,371	99.4	46,701,566	100.7	67,456,958	99.5	67,123,072	99.5
滞 納 繰 越	21,376,663	100.0	21,367,026	100.9	10,447,307	99.9	10,435,723	102.6
土 家 屋 産 産	1,481,312	55.6	823,320	105.4	1,776,244	40.8	724,142	80.6
滞 納 繰 越	740,846	55.8	413,506	104.6	536,456	40.9	219,589	80.2
土 家 屋 産 産	215,304	55.8	399,249	106.4	1,196,653	40.9	489,828	81.2
滞 納 繰 越	25,162	42.0	10,565	96.9	43,135	34.1	14,725	80.0
交 自 動 車 付 金 税 分	333,781	100.0	333,781	97.5	458,686	100.0	458,686	97.4
現 年 課 税 分	623,048	95.4	594,631	103.0	1,787,224	95.0	1,697,925	104.0
滞 納 繰 越	595,915	98.5	587,125	103.0	1,699,537	98.4	1,673,123	104.3
市	27,133	27.7	7,506	102.9	87,687	28.3	24,802	87.4
現 年 課 税 分	9,657,244	100.0	9,657,244	98.0	16,200,239	100.0	16,200,221	98.2
滞 納 繰 越	9,657,244	100.0	9,657,244	98.0	16,200,206	100.0	16,200,206	98.2
鉦 産 産 税 分	—	—	—	—	33	45.5	15	皆増
現 年 課 税 分	—	—	—	—	—	—	—	—
滞 納 繰 越	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税 分	1,428	0.0	—	皆減	126,433	60.7	76,774	著増
現 年 課 税 分	—	—	—	—	76,774	100.0	76,774	著増
滞 納 繰 越	1,428	0.0	—	皆減	49,659	0.0	—	—
入 湯 課 税 分	578	100.0	578	99.5	494,417	89.7	443,440	105.4
現 年 課 税 分	578	100.0	578	99.5	444,670	99.4	442,216	109.6
滞 納 繰 越	—	—	—	—	49,747	2.5	1,224	7.1
事 業 所 税 分	8,775,908	99.9	8,770,801	103.0	8,451,923	98.6	8,336,579	101.2
現 年 課 税 分	8,768,239	100.0	8,765,208	103.0	8,331,971	99.7	8,308,441	101.2
滞 納 繰 越	7,669	72.9	5,593	76.8	119,952	23.5	28,138	81.4
都 市 計 画 税 分	24,799,742	98.8	24,493,913	101.7	23,432,634	98.5	23,074,670	99.6
現 年 課 税 分	24,426,439	99.4	24,285,553	101.7	23,019,955	99.5	22,905,468	99.8
滞 納 繰 越	373,303	55.8	208,360	105.2	412,679	41.0	169,202	80.8
法 定 外 的 税 分	—	—	—	—	—	—	—	—
現 年 課 税 分	—	—	—	—	—	—	—	—
滞 納 繰 越	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 課 税 分	3,363,806	100.0	3,363,806	103.1	5,508,663	100.0	5,508,663	105.0
地 方 揮 発 油 課 税 分	1,286,152	100.0	1,286,152	106.5	2,350,126	100.0	2,350,126	106.4
自 動 車 重 量 課 税 分	1,537,679	100.0	1,537,679	104.1	3,048,794	100.0	3,048,794	103.9
特 別 上 人 課 税 分	521,762	100.0	521,762	93.2	—	—	—	—
航 空 機 燃 料 課 税 分	—	—	—	—	458	100.0	458	129.7
石 油 ガ ス 課 税 分	18,213	100.0	18,213	101.1	109,285	100.0	109,285	103.8
利 子 割 交 付 金 税 分	449,382	100.0	449,382	87.6	402,248	100.0	402,248	77.2
配 当 割 交 付 金 税 分	1,746,898	100.0	1,746,898	78.2	807,093	100.0	807,093	74.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 税 分	1,884,051	100.0	1,884,051	134.5	672,866	100.0	672,866	116.2
地 方 消 費 税 交 付 金 税 分	25,147,701	100.0	25,147,701	167.1	39,197,034	100.0	39,197,034	163.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 税 分	37,630	100.0	37,630	101.2	109,057	100.0	109,057	98.8
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金 税 分	—	—	—	—	—	—	—	—
自 動 車 取 得 税 交 付 金 税 分	1,146,762	100.0	1,146,762	136.6	783,221	100.0	783,221	128.0
軽 油 引 取 税 交 付 金 税 分	3,927,016	100.0	3,927,016	97.7	7,415,817	100.0	7,415,817	94.5
国 有 提 供 施 設 助 成 交 付 金 税 分	—	—	—	—	66,174	100.0	66,174	96.7

(注) 地方揮発油課税には、地方道路課税と税を含む。

(単位 千円・%)

仙 台 市				さ い た ま 市				千 葉 市			
調 定 額	収 入 率	収 入 額	前 年 比	調 定 額	収 入 率	収 入 額	前 年 比	調 定 額	収 入 率	収 入 額	前 年 比
191,264,739	97.5	186,442,370	102.4	233,695,943	96.7	225,902,310	100.3	182,051,560	96.4	175,534,608	100.3
186,280,920	99.1	184,620,936	102.7	224,924,436	99.1	222,965,718	100.3	174,740,171	99.1	173,186,613	100.4
4,983,819	36.5	1,821,434	79.2	8,771,507	33.5	2,936,592	103.6	7,311,389	32.1	2,347,995	95.0
93,942,464	97.1	91,230,435	102.0	118,819,978	95.8	113,786,202	99.9	87,141,726	95.5	83,256,552	99.6
91,213,858	98.9	90,216,866	102.3	113,241,960	99.0	112,090,561	99.7	82,776,380	98.9	81,868,436	99.6
63,723,826	98.5	62,789,967	104.0	91,253,755	98.8	90,168,135	101.5	64,956,295	98.6	64,031,396	101.9
27,490,032	99.8	27,426,899	98.7	21,988,205	99.7	21,922,426	92.7	17,820,085	100.1	17,837,400	92.2
2,728,606	37.1	1,013,569	79.9	5,578,018	30.4	1,695,641	114.1	4,365,346	31.8	1,388,116	100.0
2,601,845	37.6	978,786	80.9	5,377,978	30.7	1,651,662	114.8	4,164,282	32.3	1,343,157	99.5
126,761	27.4	34,783	60.1	200,040	22.0	43,979	91.5	201,064	22.4	44,959	117.3
67,815,910	97.7	66,228,469	103.0	83,266,375	97.4	81,121,462	100.9	68,869,693	97.0	66,829,618	101.5
65,799,966	99.2	65,293,543	103.4	80,008,119	99.2	79,382,516	101.0	65,840,330	99.2	65,342,125	101.7
22,968,168	99.1	22,770,726	102.5	37,950,457	99.1	37,617,958	101.4	21,658,903	99.1	21,456,262	100.2
33,268,542	99.1	32,982,554	104.6	32,971,173	99.1	32,682,299	100.1	30,822,476	99.1	30,534,100	99.0
9,563,256	99.8	9,540,263	101.5	9,086,489	100.0	9,082,259	102.5	13,358,951	99.9	13,351,763	111.2
1,710,537	36.8	629,519	77.4	2,498,340	39.2	979,030	92.1	2,298,612	32.9	756,742	88.6
684,529	37.1	254,116	76.5	1,310,547	39.4	516,423	93.4	953,618	33.0	314,658	87.9
971,704	37.1	360,725	78.6	1,138,597	39.4	448,666	92.2	1,313,815	33.0	433,509	89.3
54,304	27.0	14,678	68.2	49,196	28.3	13,941	59.0	31,179	27.5	8,575	76.2
305,407	100.0	305,407	101.5	759,916	100.0	759,916	99.5	730,751	100.0	730,751	100.1
1,278,032	94.0	1,201,446	103.3	1,050,889	93.0	977,129	104.9	944,834	88.1	832,609	104.6
1,208,567	97.7	1,181,372	103.8	976,493	97.9	955,818	104.6	837,471	96.5	808,551	104.5
69,465	28.9	20,074	81.9	74,396	28.6	21,311	121.2	107,363	22.4	24,058	106.4
8,662,397	100.0	8,662,091	98.1	8,157,915	100.0	8,157,915	98.0	7,118,185	100.0	7,118,185	97.7
8,662,091	100.0	8,662,091	98.1	8,157,915	100.0	8,157,915	98.0	7,118,185	100.0	7,118,185	97.7
306	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,481	100.0	1,481	102.6	—	—	—	—	317	100.0	317	117.0
1,481	100.0	1,481	102.6	—	—	—	—	317	100.0	317	117.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
116,874	61.8	72,184	著増	—	—	—	—	6,933	100.0	6,933	17.0
71,106	95.2	67,684	著増	—	—	—	—	6,933	100.0	6,933	17.0
45,768	9.8	4,500	皆増	—	—	—	—	—	—	—	—
206,002	99.9	205,812	100.9	3,905	100.0	3,905	168.0	588	100.0	588	皆増
205,618	100.0	205,618	101.0	3,905	100.0	3,905	168.0	588	100.0	588	皆増
384	50.5	194	39.8	—	—	—					

8 指定都市の状況(平成27年度)(続)

(2) 市税等決算額(続)

区 分	横 浜 市				相 模 原 市			
	調 定 額	収 入 率	収 入 額	前 年 比	調 定 額	収 入 率	収 入 額	前 年 比
市	727,172,697	98.9	718,962,857	99.9	116,721,404	96.0	112,013,329	100.2
現 年 課 税	719,076,131	99.5	715,277,793	99.9	111,836,472	98.8	110,509,936	100.2
滞 納 繰 越	8,096,566	45.5	3,685,064	89.7	4,884,932	30.8	1,503,393	98.5
市	360,586,514	98.5	355,013,074	99.8	54,244,185	94.0	50,977,112	99.5
現 年 課 税	355,232,887	99.3	352,761,994	99.9	50,883,851	98.2	49,985,930	99.5
滞 納 繰 越	294,733,431	99.2	292,382,484	101.3	44,029,053	98.0	43,154,464	101.6
法 定 人 人	60,499,456	99.8	60,379,510	93.6	6,854,798	99.7	6,831,466	88.3
滞 納 繰 越	5,353,627	42.0	2,251,080	88.6	3,360,334	29.5	991,182	97.0
個 人 人	5,038,646	43.0	2,166,399	89.3	3,262,517	29.7	970,070	96.8
法 定 人 人	314,981	26.9	84,681	74.9	97,817	21.6	21,112	109.9
固 定 資 産 税	266,530,007	99.2	264,486,151	99.9	44,832,074	97.5	43,716,647	100.9
現 年 課 税	263,433,889	99.6	262,405,487	99.9	42,580,727	99.2	42,251,433	100.9
滞 納 繰 越	110,153,195	99.6	109,667,557	100.8	19,056,668	99.1	18,890,626	100.9
土 家 屋 産 産	115,696,116	99.6	115,182,042	99.3	17,666,575	99.1	17,512,645	100.6
滞 納 繰 越	37,584,578	99.9	37,555,888	99.1	5,857,484	99.8	5,848,162	102.0
備 蓄 資 産 税	2,140,300	52.6	1,124,846	91.5	1,186,310	33.7	400,177	101.0
現 年 課 税	1,007,708	53.0	534,136	90.9	598,995	34.1	204,539	101.3
滞 納 繰 越	1,058,114	53.0	560,854	92.7	555,300	34.1	189,619	101.0
土 家 産 産	74,478	40.1	29,856	82.4	32,015	18.8	6,019	99.4
備 蓄 資 産 税	955,818	100.0	955,818	100.5	1,065,037	100.0	1,065,037	97.8
交 自 動 車 付 金 税	2,134,263	96.2	2,052,463	103.2	779,443	99.8	726,233	103.6
現 年 課 税	2,056,763	98.5	2,026,535	103.4	731,776	97.8	715,596	103.8
滞 納 繰 越	77,500	33.5	25,928	94.1	47,667	22.3	10,637	93.4
市 民 課 税	23,244,914	100.0	23,244,914	97.8	4,665,479	100.0	4,665,479	98.2
現 年 課 税	23,244,914	100.0	23,244,914	97.8	4,665,479	100.0	4,665,479	98.2
滞 納 繰 越	-	-	-	-	-	-	-	-
地 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-
現 年 課 税	-	-	-	-	-	-	-	-
滞 納 繰 越	-	-	-	-	-	-	-	-
特 別 土 地 保 有 税	47,107	100.0	47,107	皆増	-	-	-	-
現 年 課 税	47,107	100.0	47,107	皆増	-	-	-	-
滞 納 繰 越	-	-	-	-	-	-	-	-
入 湯 課 税	85,554	100.0	85,554	105.6	-	-	-	-
現 年 課 税	85,554	100.0	85,554	105.6	-	-	-	-
滞 納 繰 越	-	-	-	-	-	-	-	-
事 業 所 課 税	17,813,261	99.9	17,791,702	100.5	3,048,062	99.6	3,036,678	101.6
現 年 課 税	17,799,470	99.9	17,780,295	100.5	3,036,347	99.8	3,030,519	101.6
滞 納 繰 越	13,791	82.7	11,407	71.9	11,715	52.6	6,159	161.6
都 市 計 画 課 税	56,731,077	99.1	56,241,892	100.6	9,152,161	97.1	8,891,180	100.9
現 年 課 税	56,219,729	99.6	55,970,089	100.7	8,873,255	99.1	8,795,942	100.9
滞 納 繰 越	511,348	53.2	271,803	91.9	278,906	34.1	95,238	101.3
法 定 外 的 課 税	-	-	-	-	-	-	-	-
現 年 課 税	-	-	-	-	-	-	-	-
滞 納 繰 越	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 課 税	8,459,096	100.0	8,459,096	106.0	1,740,833	100.0	1,740,833	105.1
地 方 揮 発 油 課 税	3,307,604	100.0	3,307,604	107.8	817,622	100.0	817,622	106.6
自 動 車 重 量 課 税	4,047,118	100.0	4,047,518	104.0	892,985	100.0	892,985	103.9
特 別 上 人 課 税	1,062,717	100.0	1,062,717	108.1	-	-	-	-
航 空 機 燃 料 課 税	-	-	-	-	-	-	-	-
石 油 ガ ス 課 税	41,257	100.0	41,257	101.7	30,226	100.0	30,226	102.6
利 子 割 交 付 金	1,131,961	100.0	1,131,961	87.1	170,588	100.0	170,588	87.3
配 当 割 交 付 金	4,392,414	100.0	4,392,414	77.7	662,020	100.0	662,020	77.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,731,634	100.0	4,731,634	133.7	713,199	100.0	713,199	133.8
地 方 消 費 税 交 付 金	66,611,062	100.0	66,611,062	164.6	12,515,470	100.0	12,515,470	166.6
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	139,153	100.0	139,153	95.3	180,753	100.0	180,753	102.6
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,983,125	100.0	2,983,125	138.0	700,367	100.0	700,367	136.6
軽 油 引 取 税 交 付 金	11,179,613	100.0	11,179,613	100.8	3,007,174	100.0	3,007,174	98.6
国 有 提 供 施 設 助 成 交 付 金	570,123	100.0	570,123	96.4	1,256,640	100.0	1,256,640	104.9

(注) 地方揮発油課税には、地方道路課税を含む。

(単位 千円・%)

新 潟 市				静 岡 市				浜 松 市			
調 定 額	収 入 率	収 入 額	前 年 比	調 定 額	収 入 率	収 入 額	前 年 比	調 定 額	収 入 率	収 入 額	前 年 比
124,252,347	96.7	120,133,473	99.3	130,412,673	97.4	127,077,689	99.5	133,295,153	96.9	129,150,348	98.3
119,929,256	99.2	118,966,210	99.4	126,826,894	99.2	125,841,925	99.6	128,965,729	99.2	127,885,679	98.5
4,323,091	27.0	1,167,263	93.3	3,585,779	34.5	1,235,764	92.0	4,329,424	29.2	1,264,669	81.8
53,874,412	96.9	52,223,897	99.3	55,860,727	96.7	54,040,664	100.2	61,286,016	95.6	58,615,476	97.7
52,137,347	99.3	51,765,547	99.4	53,942,822	99.1	53,437,005	100.3	58,551,258	98.8	57,847,464	97.9
40,138,725	99.0	39,732,136	101.6	42,188,762	98.7	41,654,293	102.6	46,866,757	98.6	46,195,185	102.1
11,998,622	100.3	12,033,411	92.8	11,754,060	100.2	11,782,712	92.7	11,684,501	99.7	11,652,279	84.1
1,737,065	26.4	458,350	91.0	1,917,905	31.5	603,659	97.2	2,734,758	28.1	768,012	84.7
1,576,957	28.1	442,714	91.3	1,847,190	31.4	580,090	97.4	2,620,331	28.2	739,604	84.6
160,108	9.8	15,636	83.1	70,715	33.3	23,569	93.1	114,427	24.8	28,408	87.3
50,200,752	95.9	48,137,515	99.2	53,766,452	97.8	52,577,394	98.8	52,659,719	97.7	51,466,777	98.9
47,837,975	99.0	47,343,264	99.3	52,157,368	99.3	51,781,619	98.9	51,255,205	99.4	50,948,422	99.1
18,181,713	99.0	17,993,689	100.3	23,815,462	99.2	23,615,509	99.2	18,928,321	99.4	18,815,027	99.1
22,067,681	99.0	21,839,470	97.6	20,230,809	99.2	20,060,952	98.6	22,933,614	99.4	22,796,348	97.9
7,588,581	99.0	7,510,105	102.0	8,111,097	99.9	8,105,158	98.7	9,393,270	99.4	9,337,047	102.0
2,137,655	26.6	569,129	90.5	1,314,242	38.1	500,933	88.2	1,295,910	31.6	409,751	80.4
812,455	26.6	216,308	91.4	695,025	38.1	264,555	86.5	478,671	31.6	151,350	79.0
986,102	26.6	262,540	89.0	594,006	38.1	226,104	89.3	586,491	31.6	185,441	81.5
339,098	26.6	90,281	93.0	25,211	40.8	10,274	114.7	230,748	31.6	72,960	80.5
225,122	100.0	225,122	96.3	294,842	100.0	294,842	98.0	108,604	100.0	108,604	100.2
1,611,495	95.8	1,543,624	102.6	1,196,318	96.3	1,151,545	102.8	1,757,749	94.2	1,655,823	100.5
1,547,421	98.8	1,529,100	102.7	1,152,534	98.9	1,139,686	102.9	1,658,203	98.5	1,633,571	102.7
64,074	22.7	14,524	93.9	43,784	27.1	11,859	97.2	99,546	22.4	22,252	91.5
5,700,314	100.0	5,700,314	98.3	4,718,243	100.0	4,718,243	97.5	5,062,312	100.0	5,062,295	97.6
5,700,314	100.0	5,700,314	98.3	4,718,243	100.0	4,718,243	97.5	5,062,244	100.0	5,062,239	97.6
-	-	-	-	-	-	-	-	68	82.4	56	皆増
147,816	100.0	147,816	93.6	57	100.0	57	79.2	27	100.0	27	112.5
147,816	100.0	147,816	93.6	57	100.0	57	79.2	27	100.0	27	112.5
2,000	0.0	-	皆減	-	-	-	-	562	100.0	562	40.4
-	-	-	-	-	-	-	-	562	100.0	562	40.4
2,000	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24,813	99.8	24,762	100.5	29,037	100.0	29,037	107.6	131,838	99.2	130,838	99.7
24,813	99.8	24,762	100.5	29,017	100.0	29,017	107.5	130,303	99.5	129,594	102.1
-	-	-	-	20	100.0	20	著増	1,535	81.0	1,244	28.3
4,550,342	99.9	4,543,807	102.4	4,041,064	99.9	4,037,556	101.7	4,986,157	99.8	4,975,775	98.8
4,505,998	100.1	4,508,524	101.7	4,037,146	99.9	4,034,705	101.8				



